

## 第4編 複合災害対策編

## 第4編 複合災害対策編

### 第1 複合災害対策計画 (p4-1)

1.1 基本方針

1.2 予防・事前対策

1.3 応急対策

### 第2 最悪事態（シビアコンディション）への対応 (p4-5)

2.1 シビアコンディションへの対応

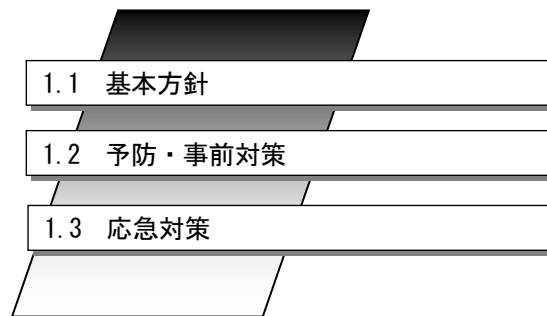
2.2 シビアコンディションの共有と取組の実施

## 第1 複合災害対策計画

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。



### 1.1 基本方針

---

複合災害に対応するにあたっての基本的な方針は、次に示すとおりとする。

#### (1) 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

#### (2) 二次被害の防止

各関係機関の役割を果たすとともに、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

#### (3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

1.2 予防・事前対策

【関係各課】

(1) 複合災害に関する防災知識の普及

① 複合する可能性のある災害の種類

<p>○地震災害</p> <p>○風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）</p> <p>○大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------

② 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

パターン	具体的なシナリオ例
パターン1	<p><b>先発災害</b> 巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下</p> <p><b>後発災害</b> 巨大台風が直撃</p> <p><b>影 響</b> 河川氾濫が発生（荒川決壊など）</p>
パターン2	<p><b>先発災害</b> 巨大地震の発生</p> <p><b>後発災害</b> 復旧・復興活動中（1年以内に巨大台風直撃）</p> <p><b>影 響</b> 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ</p>
パターン3	<p><b>地震A'</b> 県内A市で巨大地震発生</p> <p><b>地震B'</b> 市内で巨大地震がさらに発生</p> <p><b>影 響</b> 市内及び県内対応資源が不足し、対応困難</p>

(2) 複合災害発生時の被害想定の実施

市は、考えられる複合災害の種類ごとに、発生時の被害想定の実施を検討する。

(3) 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、市は、複合災害により、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

(4) 情報連絡体制の整備

市は、防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を共有する体制を整備する。

(5) 避難対策

「第2編 第1章 第1節 『第4 安全避難の確保』」に準じ、避難対策を行う。

(6) 災害医療体制の整備

「第2編 第1章 第2節 『第5 災害時医療体制の整備』」に準じ、災害医療体制の整備を行う。

(7) 災害時の要配慮者対策

「第2編 第1章 第3節 『第4 避難行動要支援者対策』」に準じ、災害時の要配慮者対策を行う。

(8) 緊急輸送体制の整備

「第2編 第1章 第2節 『第7 緊急輸送体制の整備』」に準じ、緊急輸送体制の整備策を行う。

### 1.3 応急対策

---

【関係各班】

(1) 情報の収集・伝達

「第2編 第2章 第2節 『第3 災害情報の収集・伝達・共有』」に準じ、情報の収集・伝達を行う。

なお、市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

(2) 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

### (3) 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、市は、関係機関と連携し、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

### (4) 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

## 第2 最悪事態（シビアコンディション）への対応

地域防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。



### 2.1 シビアコンディションへの対応

---

震災対策編は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけでなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

### 2.2 シビアコンディションの共有と取組の実施

---

本市は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や市民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても市民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる本市が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていくことになる。市域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

このため、本市では科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビア・コンディション」として想定し、対策の方向性を検討する。